|  |  |
| --- | --- |
| 契約管理番号 |  |

（様式1）

別添10

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

理事長　●　●　●　●　殿

株式会社○○○○○○○○○

代表取締役社長　ＸＸ　ＸＸ

「○○○○○○○○○○○○○○○○○○○事業（○○○○○○○）」に係る安全保障貿易管理への対応について、下記のとおり報告します。

|  |  |
| --- | --- |
| 安全保障貿易管理への対応状況 | |
| 下記の整備済・整備中・必要なしのいずれかに「○」を記載。 | |
|
| 整備済 |  |
| 整備中 | 整備完了時期を記載　　　　　　年　　　　月 |
| 今後の予定を記載 |
| 必要なし | その理由を記載 |
|
|

（様式2）

２０○○年○月○日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

理事長　●　●　●　●　殿

株式会社○○○○○○○○○

代表取締役社長　ＸＸ　ＸＸ

安全保障貿易管理の体制を整備することの誓約書

「○○○○○○○○○○○○○○○○○○○事業（○○○○○○○）」に係る安全保障貿易管理への対応として、下記事項について誓約します。

記

本事業を通じて取得した貨物及び技術について外国為替及び外国貿易法第５５条の１０第１項に規定する「輸出等」を行う、又は本事業終了のいずれか早い方までに、同項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守できる体制を整備すること。

【参考】　輸出者等遵守基準

業として輸出・技術提供を行う者（輸出者等）に対し、遵守が義務づけられている基準。安全保障上機微な特定重要貨物等を扱わない輸出者等には、１）貨物等を確認する責任者を定めること、２）法令遵守の指導を行うことについて、遵守が義務づけられている。安全保障上機微な特定重要貨物等を扱う輸出者等には、さらに１）代表者を責任者とすること、２）輸出管理体制を定めること、３）該非確認の手続きを定めること、４）用途と需要者等の確認手続きを定めて、手続きに従って確認を行うこと、５）出荷時に該非確認した貨物等との一致性を確認すること等について、遵守が義務づけられている。